

(案)

医療審第 号  
平成12年12月 日

厚生大臣  
坂口 力 殿

医療審議会会長  
浅田 敏雄

改正医療法に係る政令、省令及び告示案要綱について（答申）

平成12年12月26日付厚生省発健政第264号をもって諮問のあった標記については、了承する。

当審議会としては、「医療法等の一部を改正する法律案要綱について（答申）」（平成12年2月21日医療審第4号）において述べた公私病院等の機能分担と連携、療養病床の入院患者の取扱い、中小病院についての配慮、適切な入院医療の確保、医療における情報提供の推進及び臨床研修の必修化の各事項に関する意見について、政府において適切に対処するとともに、引き続き、医療提供体制の改革を進めることを要望する。

特に、広告規制については、医療に関する情報提供の在り方についての基本的な検討を含め、引き続き検討することを求める。

また、基準病床数の算定については、新しい算定方法に基づく医療計画制度の運用に当たって基準病床数の変化の大きい地域の実情に十分配慮するとともに、精神病床・結核病床の算定方法については、それぞれ精神医療・結核医療の在り方と深く関係することから、関係する審議会等において引き続き検討を行うよう要望する。